

議案第 39 号

三豊市都市公園条例の一部改正について

三豊市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 3 月 3 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市都市公園条例の一部を改正する条例

三豊市都市公園条例（平成 18 年三豊市条例第 193 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「(第 1 1 条関係)」を「(第 1 3 条関係)」に改め、同表備考 3 中「1 0 0 分の 1 0 5 を乗じて得た額」を「消費税等相当額（消費税法に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう）を加えた金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額）」に改める。

別表第 4 中「(第 1 1 条関係)」を「(第 1 3 条関係)」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。